かじき等流し網漁業	領海及び排他的経済水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域を除いたもの 一　オホーツク海 二　東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の日本海 三　農林水産大臣が告示で定める線以西の太平洋の海域	一月一日から十二月三十一日まで
（略）	（略）	（略）

別表第一の二（第三条第一項ただし書関係）

特定大臣許可漁業の種類	海域	期間
かじき等流し網漁業	東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線、次のニの点からヘの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域 イ　青森県西津軽郡深浦町艫作埼突端 ロ　北海道松前郡松前町松前小島灯台 ハ　北海道松前郡松前町白神岬突端 ニ　最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点 ホ　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点 ヘ　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点	一月一日から十二月三十一日まで

別表第二（第十七条関係）

特定大臣許可漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
東シナ海等かじき等流し網漁業	（略）
かじき等流し網漁業	一　次に掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 イ　領海及び排他的経済水域以外の海域（東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域を除く。） ロ　オホーツク海及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線以東の日本海の海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）

（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（新設）

別表第二（第十七条関係）

特定大臣許可漁業の名称	制限又は禁止の措置
（略）	（略）
東シナ海等かじき等流し網漁業	（略）
（新設）	（新設）